|  |
| --- |
| 平成２９年度（２０１７年度）社会福祉法人　いなほ福祉会児童発達支援センター　通園くじら　事業計画書 |

１、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと**＜発達支援＞**や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと**＜家族支援＞**を事業の目的とする。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たす**＜地域支援＞**、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い２７年度から全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていく。

２、利用定員

定員　　２０　名　　　利用登録者　　２５名　（Ｈ２９年４月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職種** | **定数** | **現員** |
| 管理者 | １名（兼務） | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者（児童発達支援） | １名 | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者（保育所等訪問支援） | １名（兼務） | １名（兼務） |
| 相談支援専門員 | １名（兼務） | １名（兼務） |
| 保育所訪問員 | １名（兼務） | １名（兼務） |
| 保育士 | ４名（２名兼務） | ６名（１名兼務） |
| 児童指導員 | ２名 | ２名 |
| 指導員 |  | １名（第２通園と兼務） |
| 看護師（週３勤務） |  | １名 |
| 給食調理員 | １名 | ２名 |
| 送迎運転手 |  | ３名 |
| 送迎添乗員・保育補助 |  | １名 |
| 嘱託医 | １名 | ２名 |
| **合　　計** | １３名（実人員１０名） | ２３名（実人員１８名） |

４、営業日及び営業時間

①　営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第１・３土曜日

②　営業時間

月～金曜日　　　　　９：００～１５：００（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第１・３土曜日　　　９：３０～１１：３０（月２回）

５、今年度の重点方針

＜発達支援＞・・・通所利用児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障する。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援をしていく。

①　発達に課題のある子ども全てに、集団の中での「育ち」を保障する

新入児１０名を迎え、定員一杯の２５名（重心１名を含む）からのスタートとなる。

第２の兼務職員や週３回のパート職員を含め１１名のスタッフで、安全に子ども一人一人の発達課題にあった保育・療育を行っていく。決して十分な職員の数ではないが、勤務年数が３年以上のパート職員も増え、チームワークを高め発達に課題のある子ども全てに、集団の中での「育ち」を保障していく。

②　職員の資質向上と職員集団の構築

通園くじらで重要な役割を果たしてきた主任が不在となり、主任が担ってきた保護者支援や関係機関との調整、相談援助業務を他の職員で担っていかなければならない。次の世代の職員を育てるためにも、経験したことのない業務ではあるが、自己研鑽を積みながら職員が力を合わせ取り組んでいく。

新入児１０名のうち、発達に課題がありながらも保育所に入所したが、保育所に馴染めず当園への転園を希望する子どもが３名（４歳児１名、３歳児２名）、そして、家庭の事情でフアミリーホームにおいて生活している子どもが入園するなど、発達面だけの支援ではなく、家庭支援や地域支援を総合的に行わなければならないなど、職員の力量が問われる。又、兄弟（妹）で通園する子どもが2組あり、通園の生活の中での兄弟（妹）関係や親子保育の方法についても、十分に検討しながら、兄弟（妹）で通うことがプラスになるように支援を行っていく。

＜家族支援＞・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートしていく。又適正な就学や就園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていく。

③　きめの細かい家族支援

体調が悪く治療を行っている母親や家事能力が不十分で子育てが大変だと感じている母親、父親の仕事が不安定で経済的に余裕のない家庭、父親の帰宅が遅く母一人で子育てをしなければいけない家族等、子どもを取り巻く環境が、必ずしも安定しているとは言えない家庭が増えている。子どもが安心して通園に通い、発達を保障するためにも、関係機関と連携しながらきめの細かい家庭への支援を行っていく。

④　保護者の障害受容への支援と保護者集団の構築

　通所児童の増加により、１～２年通所して地域の保育所へ転園し地域の小学校へ入学する子どもから、年長までくじらで過ごし、みくまの支援学校に入学する子どもなど障害の重さに違いのある子どもが通所してきます。最初は、同じように親子教室から保健師に勧められて通所を決めた保護者も転園や卒園先を決める時期には、わが子と他の子を比べ、イライラし不安定になりながら、「わが子はわが子」と自分に言い聞かせながら、わが子の発達の課題や障害の受容を行なっていきます。その保護者の言葉で言い表せない思いに寄り添いながら、支えていきたいと思います。又、２５名の子どもがいれば、２５名の家庭があり、育児感があります。保護者同士が支え合い、一緒に悩み、一緒に泣き、一緒に乗り越えていく仲間となるよう、年間活動計画等を作成し計画的に支援を行っていく。

＜地域支援＞・・・わんぱく教室・保育所等訪問支援事業・相談支援

⑤　わんぱく教室の充実（月２回の開催）

保育所で集団に馴染めず、不安を持つ家族に対し、遊びの場を提供する中で、子どもの発達を確認し合い、子育てに前向きに取り組めるよう支援を行うと共に、地域の関係機関と連携し、子どものより良い発達を促せる環境づくり等を構築していくことを目的に月２回実施します。

最近、保健所や市町の発達相談、ポラリスや障害児者相談センターゆずなど関係機関からの紹介で繋がる子どもが増えてきており、母親も発達支援としての効果を期待しています。その期待に沿った支援を行うためにも、わんぱく教室の担当責任者を中心に、子どもの発達課題に合った保育実践を行っていく。

⑥　保育所等訪問支援事業の実施

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童を預かる施設に対し、保育所等に出向き、障害児がその集団に適応するための改善点や支援方法、障害児を受け入れる集団のあり方等を専門的な支援を行う。現在、利用者はいないが、必要児な場合には、保護者と相談しながら実施していく。

⑦　相談支援の実施

発達につまずきのある幼児や障害児に対し、相談支援専門員は、各関係機関と連携し、保護者の思いや子どもの発達に合ったサービス等利用計画を作成する。主に通園に通う子どものサービス等利用計画を作成しているが、保護者とともに子どもの育ちを確認する場となっている。なお、卒園時には、将来のことを考え保護者に他の事業所を紹介するとともに、継続的に支援が受けられるよう事業所に対して情報提供を行っていく。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

**(月～金曜日)**

9:00 　 10:00 11:15 12:45 14:00 14:15 15:00

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

登園　 　散歩・製作　　給食　　　　午睡 　　起床　　おやつ 　あつまり

　　自由遊び　音楽リズム等　　　　着替え　　　 着替え　　　　降園

**(第１・第３　土曜日)**

9:30 登園　　　　　10:00　　あつまり・活動　　　　11:30　　降園

（２）保育・療育支援

**＜ねらい＞**

子どもは、ほぼ毎日、１日６時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします 。

**＜内容＞**

1. 道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読　み聞かせ、手遊びなどを多くとりいれた保育・療育を行います。

②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育をおこないます。

③就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みをおこないます

（３）親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週１回　火曜日９時から１１時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年１回の家庭訪問・年２回の個別懇談を実施します。

保護者学習会を、通園めだか・通園らっこと共に開催します。

（４）その他必要な援助

園での発達相談の開催

市町や保健所による発達相談等への資料提出と同行

個別療育への同行・個別相談への同行

（５）健康管理

年２回　小児科嘱託医による健康診断を実施します。

年２回　歯科嘱託医による歯科検診を実施します。

年１回　検尿を実施します。

（６）送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いしますが、車を運転できない、又遠方で通所が困難な方でお困りの方には保護者の希望を聞き、送迎利用契約等を締結し、実施していきます。送迎費については、片道１，０００円・往復２，０００円を頂きます。

（７）給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるようにする。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。一食につき給食及びおやつも含め２００円（低所得者については１００円）となります。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

１０、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

１１、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練等の実施 （１ヶ月に１回）

・消防設備等の点検（１年に２回）

１２、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１３、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　　城本　依穂

　　　苦情解決担当者（受付）　　田中　梢

　　　第 三 者 委 員 那智勝浦町役場　福祉課　福祉厚生係

１４、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月４回）

　（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　・発達の学習、障害についての理解、就園・就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１５、事務・財務管理

（１）会計処理の適正化をはかります

（２）請求事務の効率化・適正化をはかります

出欠表・記録表作成を職員でおこない、事務センターへ送る

（３）経費の省力化をはかります

１６、その他の業務

（１）和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います

（２）東牟婁圏域自立支援協議会子ども部会への協力を行います。

（２）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます

（３）地域との協力につとめます

資料　年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／尿検査／家庭訪問／保護者懇談会／学校見学／蟯虫検査／歯科検診

　夏：５歳児宿泊保育／父親参観／夏祭り／進路アンケート実施

　秋：運動会／個別懇談／保育所見学／給食参観

　冬：クリスマス会／もちつき大会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会